

教育委員会 9 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 7 年 9 月 8 日（月）
招 集 場 所	瀬戸市役所 庁議室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 加藤 千春 委 員 稲垣 遼 委 員 安井 友香 委 員 加藤 千恵 委 員 鈴木 紹陶武
議 案 説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教 育 部 長 駒田 一幸 教 育 政 策 課 長 谷口 壘 学 校 教 育 課 長 松見 健一 学 校 教 育 課 主 幹 加藤 淳 学 校 教 育 課 主 幹 長谷川 武宏 図 書 館 長 吉村 きみ 参事兼スポーツ課長 田口 浩一 コミュニティ推進課長 杉江 圭司 教育政策課施設係長 奥村 祐麻
書 記	教育政策課専門員兼企画係長 谷山 隼 教育政策課企画係主任 峯藤 駿佑
傍 聴 人 数	2 名
開 会 時 刻	午後 2 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 5 5 分

< 前回会議録の確認 >

8 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

< 議事内容 >

1 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

- ・後援については、7 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料 P1, 2）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

- ・許可済みの後援について、6 件の実績報告があったことの報告があった。（教育政策課長 資料 P3, 4）

(3) 令和 7 年 8 月情報公開請求について

- ・令和 7 年 8 月情報公開請求について、7 件の公文書開示請求があったことの報告があった。（学校教育課長 資料 P5, 6）

(4) 長根小学校地域図書館について

- ・長根小学校地域図書館について報告があった。（図書館長 資料 P7, 8）

2 議 案

第37号議案 代決処分の承認を求める件について（にじの丘学園校舎増築・改修（建築）工事請負契約の締結について）

- ・にじの丘学園校舎増築・改修（建築）工事請負契約の締結の代決処分を行ったことについて説明があった。（教育政策課長 資料P9）

加藤千春委員	入札参加者が一者であり、税抜き予定価格 271,100 千円に対して入札額 271,000 千円という結果でしたが、競争が働かなかった要因はどのようなところにあると考えているのでしょうか。
教育政策課施設係長	発注時期が年度途中であったことから、結果として参加者が一者になったと考えております。
加藤千春委員	例えば、工期が令和7年10月から令和8年3月10日までというのはかなりタイトなスケジュールなので入札参加者が少なかったとか、そういう理由なら分かるのですが、年度途中だからというのはもう少し具体的に言うのでしょうか。
教育政策課施設係長	具体的に説明させていただきますと、今回の工事は配置技術者という要件がございます。契約金額がかなり大きいことから現場への専任の要件が必須となっております。入札時期が年度当初ではなく年度の間中期だったという点、また、そういった技術者が不足しているという点から入札参加者が少なかったのではないかと考えております。
加藤千春委員	9月議会で契約を締結するのではなく、6月議会で契約を締結して、児童生徒のいない夏休み期間を活用して工事を行うことが一般的だと思うのですが、当初予算で予算計上しておきながら、入札公告がずれ込んだというのはどういう理由だったのでしょうか。令和7年度に入ってから設計をやったので時間がかかり、この時期まで契約がずれ込んだということなのでしょうか。
教育政策課施設係長	今回の増築・改修工事につきましては、令和6年12月議会にて設計業務委託の予算を認めていただいております。1月から設計に着手しております。その設計が6月に完了したことから、6月議会では発注が難しく、9月議会にて本契約の議案を上げさせていただいたところでございます。
加藤千春委員	1月に設計の予算を計上したということですので、設計に約5ヶ月かかったということですね。今回、増築・改修工事の工期も約5ヶ月ということですが、設計と工事が同じ時間かかるということが少し信じられないのですが、設計にそこまで時間を要する特別な理由があったのでしょうか。
教育政策課施設係長	設計業務委託の内容に関しまして、今回の増築・改修工事とは別に、今年度の夏休みににじの丘学園の給食室の改修工事を行っておりまして、そちらの設計業務も同じ業務委託の中で行っていただいていたことから、時間を要したというところでございます。
加藤千春委員	確認ですが、今回の増築・改修工事と給食室改修工事に係る設計を一本の契約で行っていて、給食室改修工事の方は夏休みから着手できているということでしょうか。
教育政策課	おっしゃるとおりです。給食室改修工事につきましては、給食の調理等を考慮した結

施設係長	果、夏休み中の工事が必須であることから、先行して発注したところでございます。
加藤千春委員	給食室改修工事は少額だから議決案件ではないということでしょうか。
教育政策課 施設係長	おっしゃるとおりです。
加藤千春委員	そうすると、給食室改修工事はどうしても夏休みにしなければいけないが、増築・改修工事は夏休みに着手しなくても良いと判断し、その結果、タイトなスケジュールになってもある程度仕方がないと考えたということでしょうか。
教育政策課 施設係長	おっしゃるとおりです。
加藤千春委員	増築・改修工事と給食室改修工事に係る設計を一本でやらなければいけない理由は何があるのでしょうか。
教育政策課 施設係長	増築・改修工事と給食室改修工事に係る設計を同じ業務の中で行った理由といたしましては、別に業務委託を発注するよりも、一つの業務の中で同じ設計業者に総合的に現場等を判断していただき、設計を進める方が効率的であるということから同じ業務の中で発注したところでございます。
加藤千春委員	関連する工事だから一本で設計をした方が良いと判断したということでしょうか。
教育政策課 施設係長	おっしゃるとおりです。
加藤千春委員	そうすると、増築・改修工事と給食室改修工事を一体でやった方がより効率的で責任の所在も明らかになると思うのですが、その点はいかがでしょうか。
教育政策課 施設係長	委員がおっしゃられるように一本で発注をした方が望ましいと考えてはいましたが、給食室改修工事を今年の夏休み中に行うことが必須であり、増築・改修工事に係る設計が間に合わない状況であったことから、工事を別々で発注せざるを得なかったということでございます。
稲垣委員	増築・改修工事と給食室改修工事に係る設計の業務委託を契約されたと思うのですが、納期自体はいずれも守られているということではよろしかったでしょうか。
教育政策課 施設係長	おっしゃるとおりです。
加藤千春委員	給食室改修工事と増築・改修工事に係る設計の納期はどのぐらい期間に差があったのでしょうか。
教育政策課 施設係長	給食室改修工事につきましては、1 月に着手して、3 月に納品をしていただいたところでございます。また、増築・改修工事につきましては、並行して設計業務を進めていただき、6 月に納品をしていただいたところでございます。
加藤千春委員	設計の内容が分からないため断定はできませんが、先ほど申し上げたように、5 ヶ月の増築・改修工事に設計が5 ヶ月かかるということは通常ないのではないのでしょうか。ですので、今後、設計業務を委託する際は、期間の設定をよく検討してください。建築工事というのはあまりにも急ぐと、どうしても安全が確保できないとかいうことが往々にしてあると思います。設計はおそらく柔軟に対応できると思いますので、期間

	を設定してもできるところは応札してくると思います。繰り返しになりますが、一般的に考えて、5ヶ月の工事の設計に5ヶ月かかったということは通常考えにくく、これは要望ですが、工事期間を十分確保するために適切な設計期間の設定というものをよく検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。
教育政策課 施設係長	ありがとうございます。

- ・議決結果：採択（賛成5、反対0）

第38号議案 代決処分の承認を求める件について（令和7年度瀬戸市教育委員会9月補正予算（案））

- ・令和7年度瀬戸市教育委員会9月補正予算（案）の代決処分を行ったことについて説明があった。
（学校教育課長、学校教育課主幹 資料P10～12）

学校教育課 主幹	加藤千春委員から事前質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。 「特別支援学校調理業務委託の債務負担行為補正については、8月定例会でも審議しましたが、事業内容に何か変更があるのでしょうか。」についてですが、8月定例会にて、特別支援学校調理業務委託の委託料限度額については、321,420千円として債務負担行為をご承認いただきました。事業内容についての変更はございませんが、債務負担行為の金額につきましては、100千円単位とする必要がございます、限度額を321,420千円から80千円増額して、321,500千円に修正し、9月議会に提出したいと考えております。今回の件につきましては、私の認識不足からこのようなことになり、大変申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように注意してまいりたいと思います。
加藤千春委員	今回の12ページの資料を見ますと、期間が令和8年度から令和12年度までとなっていて、8月定例会の資料では、期間は令和7年12月から令和13年3月までの64ヶ月と出ていました。8月定例会の会議録を読んでも、令和7年度は準備期間だということで支出がないという説明でしたが、今回、期間が令和8年度から令和12年度までということは、契約は令和8年4月1日からということでしょうか。
学校教育課 主幹	この期間の債務負担行為を議会からご承認いただきますと、令和7年度の議会承認以後、令和7年度中でも契約ができますので、前回、ご説明をさせていただきました令和7年12月、若しくは、令和8年1月ぐらいに契約したいと考えております。
加藤千春委員	期間は令和7年度からが正しいのではないのでしょうか。
学校教育課 主幹	財政当局等からの指導の下、令和8年度からの事業実施という形になりますので、期間につきましては、令和8年度から令和12年度までとさせていただきます。
加藤千春委員	これは所謂、ゼロ債務負担行為であって、支出は伴わないけれども令和7年度から契約するわけですね。瀬戸市でも建築工事等において国の補正絡みで従来からやっているのではないかと思うのですが、期間が令和8年度からということになると、令和7年度に契約することはできないのではないのでしょうか。当初説明があったように、特別支援学校の調理は特殊な業務であることから、令和7年度中に契約を行い、準備

	を進めておいていただくということで、支出は伴わないが準備行為というものを契約の中で位置付けて、義務としてやっていただくわけですね。そういう意味では債権者側のいわゆる債務と言いますか、義務を負うわけですので、本当は令和7年度からになるのではないのでしょうか。もし機会があれば、財政当局に今私が申し上げたようなことを加えていただいて、「令和7年度ではないですか。」と聞いていただければと思います。
学校教育課 主幹	財政当局に確認させていただきたいと思います。

・議決結果：採択（賛成5、反対0）

第39号議案 代決処分の承認を求める件について（職員の処分に係る協議について）

- ・本議案は人事に関する事件であることから、瀬戸市教育委員会会議規則第7条の2に基づき、教育長の発議により、出席委員全員の議決をもって秘密会とした。
- ・同規則第16条第3項に基づき、秘密会の会議録は公開しない。

・議決結果：採択（賛成5、反対0）

3 その他

(1) 日程について（資料P13）

- ・令和7年10月定例教育委員会は10月2日（木）10:00から瀬戸市役所 大会議室で開催することの報告があった。
- ・令和7年11月定例教育委員会は11月13日（木）14:00から瀬戸市役所 庁議室で開催することの報告があった。

教育長

加藤 正彦